

## 令和2年度農業委員会大会要請提案事項

報告 上閉伊地方農業委員会連絡会

### I 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

#### 1 「食料・農業・農村基本計画」に基づく具体的施策の展開

新たな基本計画においては、「経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、意欲ある農業者が安心して経営に取り組めるようにする」、「効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うようにする」という将来の姿が繰り返して述べられている。

担い手不足や耕作放棄地・荒廃農地が増加する中、それら課題を解決でき、生産基盤が、今後、着実に次代へ継承されるとともに、中山間地域においても、様々な担い手が営農することで生活の基盤となる所得が確保され、生き生きとした農村が維持されるよう、基本計画の実現に向けて早急に施策を具体化すること。

#### 2 農地の集積・集約化対策の充実強化

##### (1) プランの実質化に向けた支援の継続

地域における話し合いを通じた実質化の推進活動に必要な人件費等事務経費の支援を継続し、さらに充実強化すること。

##### (2) プランの実践を促進するための施策の構築

実質化されたプランは、地域のコミュニティを維持するため、地域の農業者が話し合いを行い合意されたものであり、地域の農業現場の実態と創意工夫が盛り込まれていることから、国においては、実質化されたプランを分析し、引き受け手のない農地を地域で維持する方策を構築すること。

また、基本計画にも盛り込まれている次世代型農業支援サービスの促進など、地域の問題解決を支援する新たな施策を構築すること。

##### (3) 荒廃農地対策の強化

新たな基本計画に盛り込まれている荒廃農地対策を早期に具体化し、プランにおいて集積対象とする農地について、地域が主体となって、きめ細かな整備ができるよう、荒廃農地の再生や排水対策の実施などを多面的機能支払交付金の対象とするなどの支援策を講じること。

また、大型機械が入ることができない未整備の地域、担い手のいない地域等、農地の集積・集約化が困難な地域においては、家族で農地を守ることができるよう「小規模農家」に対して本格的に助成措置を講じること。

#### (4) 農地中間管理事業関連対策の充実強化

中山間地域では、認定農業者となることが難しい小規模な農業者が地域農業を守っているため、このような農業者であっても農地中間管理事業の担い手となることができるよう充実強化すること。

また、中山間地域の農地や湿田等条件の悪い農地を借り受ける担い手に対して、助成措置を講ずること。

なお、農地の集積に加え、今後の重要な課題となる農地の集約化を効率的に進めるためのマニュアル作成や農地コーディネーター等を増員配置するための助成などを充実強化すること。

#### (5) 農業生産基盤の整備促進

プランに盛り込んだ生産基盤の整備が早期に実施できるよう、必要な予算を十分に確保すること。

#### (6) 相続未登記農地の解消に向けた法整備の実施

相続未登記のため、農地の貸し借りができないなどの阻害要件が発生している。現在の耕作者の判断により賃借が可能となるような法整備をされたい。また、相続農地の登記の義務化の法整備をされたい。

### 3 担い手・経営対策の充実強化

#### (1) 新規就農者の確保・育成への支援の充実

農業次世代人材投資事業は、新規就農者の確保・育成に重要な役割を果たしていることから、交付対象者が承認された計画期間について、交付を確実に受けられるよう、必要な予算を継続的かつ十分に確保すること。

また、いわゆる親元就農については、本事業の経営開始型の支援を受けるためには、5年以内の経営継承または独立自営を達成する必要があるが、親とともに共同経営者となって、同一経営で経営規模の拡大や部門の拡大などを行う場合には支援対象とできるよう、新たに「共同経営開始型」を創設すること。

なお、やる気は十分あるが、行政へ提出する申請書類の作成が難しいため、新規参入のハードルを上げてしまっているケースが多々あることから、支援の充実に図ること。

さらに、小・中学生を将来の農業者候補として捉え、就業教育の一環として農

業について話をしたり、農作業を体験させるような活動が行えるよう制度を充実すること。

## (2) 担い手の経営拡大等への支援の強化

I C Tを活用した生産性向上対策、スマート農業加速化対策などは現地ニーズに応える技術革新を強力に進めるとともに、それら技術を効率的、効果的に導入できるよう、広域または共同で農業機械を利用できる仕組みを構築すること。

また、担い手経営体が経営規模の拡大や新たな商品の開発、販路の拡大等の経営発展に取り組むためには、新たな機械・施設の整備や商品開発等に多額の投資を要するため、設備投資に対する支援の拡充が必要であるが、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」の担い手経営体に対する補助率は3/10と低いことから、早期の経営安定化のため、補助率を引き上げること。

## (3) 水田農業対策の充実強化

米穀、麦など我が国の重要な農産物を生産する担い手の経営安定を図るため、「経営所得安定対策」等について引き続き助成水準を維持すること。

「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が安心して飼料用米生産等に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に確保すること。

## 4 農業委員会組織に対する支援の充実

### (1) 農業委員会組織関係予算と事務局体制の充実強化

農業委員会法や農地中間管理機構法の改正に伴い、農業委員会の業務は高度化し、かつ量も急増している。これらに適切に対応できる事務局の体制を強化するため、農業委員会の基礎的財源である「農業委員会交付金」を増額すること。

また、指導機関である農業委員会ネットワーク機構の体制を強化するために必要な予算を十分に確保すること。

### (2) 機構集積支援事業の拡充・強化

機構集積支援事業は、農業委員・農地利用最適化推進委員のスキルアップ及び農業委員会業務の強化に向けた研修、農地法に基づく業務の適正実施に欠かせないこと、また今後はプランの実践段階に入ることから、関係団体等の連携を一層強化し、地域の課題に対応したきめ細やかな支援活動ができるよう、十分な予算を確保すること。

### (3) 農業委員の人材確保と活動体制の強化

農業委員会法の改正によって、農地法に係る許認可業務に加え、農地利用の最適化活動やプランの実質化と実践の推進など農業委員の活動が増大している。

また、総会を主とする農業委員と現場活動を主とする農地利用最適化推進委員という当初の想定と異なり、両委員が連携して農地利用最適化活動のための「地域推進班」を編成して活動するため、両委員とも負担が大きくなっている。

このような実態を踏まえた法改正並びに人材確保及び活動体制の対策を講じること。

一方、プランの実質化の取組みが進む中で、認定農業者等の担い手だけでは農地を受けきれず、農地の維持に多様な経営体が参画する必要性が高まっていることから、農業委員会に担い手の意見を反映する趣旨を踏まえ、農業委員の過半数とされている認定農業者については、その対象にプランの中心経営体を加えること。

### (4) 農業委員会業務のICT化の推進

農地等の利用の最適化を効率的に進めるとともに、デジタル地図を用いた農地情報の一元管理を実現するためには、すべての農業委員会が早急に農地情報公開システムを有効に活用できる体制とする必要があることから、市町村の基幹システムとのデータ連携や固定資産台帳の地図データとの照合などの農地データの更新に当たって、市町村の負担がないよう必要な予算を措置すること。

また、農地現況の確認に当たっては、農業委員の目視と紙媒体による現場確認では迅速かつ正確なデータ更新が図られないことや、農地の集積・集約化のマッチング活動の効率化等を図るためにも、ドローンや衛星写真による確認、タブレット端末によるGISデータの活用など、早急に農業委員会業務のICT化を進めること。

さらに、今後予定されている農地地図の統合や電子申請の開始に合わせて、農業委員会の窓口でも、現在の手書き申請から短時間のタブレット操作で申請が可能となるよう、ICT化の研究を行い、全国標準のシステム構築を図ること。

## II 中山間地域等条件不利地域対策の充実

### 1 所得保障等新たな支援制度の創設

中山間地域においてコミュニティを維持するためには、地域住民が定住し、農業の再生産が可能な所得が確保されることが必要であることから、農村部への国民の関心が高まってきている今こそ、農業・農村の維持に対する国民の理解を深め、中山間地域の自然的・社会的条件不利を踏まえ、営農を行うことに対する交付金など、他産業との差額を一定程度保証する、新たな所得保障制度等を構築すること。

## 2 日本型直接支払制度の予算確保と地方財政措置

農業・農村の多面的機能の維持・発展を図るとともに、共同活動を通じ担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取り組み拡大に向け十分な予算を措置すること。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実強化すること。

## 3 中山間地域の農地の集積・集約化対策の充実強化

高齢化率の高まりや、急峻かつ狭隘で農業機械も運用できない耕作条件不利地では、耕作をあきらめる農業者もいる。また、中山間地域での基盤整備では、耕作面積と同程度の法面ができ、草刈り等の法面維持管理が大変となっている。3度以下、4～6度、7度以上など、傾斜度による法面の維持管理の助成を充実強化すること。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度は、条件不利地において農地を保全・維持していくために欠くことのできない制度でありその効果は多大であるため、十分に予算を確保すること。

また、中山間地域でのプランの実践にあたって整備を行う必要がある場合に、受益面積や事業費等の事業採択要件を緩和するとともに、事業実施主体の負担軽減を図ること。

## 4 野生鳥獣被害防止対策の充実強化

ニホンジカやイノシシなどの生息域の拡大、増頭に歯止めがかからず、有害鳥獣による農作物被害は甚大で、農業者の生産意欲の減退が農地の荒廃を招いている。

このため、捕獲の担い手の確保や捕獲技術の開発普及などの効果的な個体数管理に資する施策の充実を図ること。

また、捕獲数増加に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な経費の助成制度の拡充を図ること。

## 5 地域づくりと多面的機能

中山間地域における農業は、特に地域づくりと密着しており、食料の生産とともに、国土の保全、景観の形成、文化の伝承などの多面的機能を発揮している。農村を維持し、次の世代に継承していくため、農業・農村の活性化施策を総合的に講じること。

### Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の拡大に対応した農業経営への支援

#### 1 経営継続のための支援の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店や観光業の営業自粛や休業により、農畜産物の販売額の減少や販路の変更を余儀なくされるなど、農業者の経営に甚大な影響を及ぼしている。国においては、新型コロナウイルスの影響が次年度以降も続くことを想定し、農業者が安心して農業経営にいそしめるよう、経営資金支援などのセーフティネットの強化や、サプライチェーンの複線化などのリスク対策などを早急に提示すること。

#### 2 セーフティネット対策の充実

収入保険制度は、新型コロナウイルス感染症の拡大など予期しない事態に対する農業経営のセーフティネットとして重要な制度であるが、その加入率は未だ低く、十分に制度の効果が発揮されるためには多くの農業経営体が加入することが必要である。

このため、新型コロナウイルス感染症など突発的な収入の大幅減の場合には農業者負担を軽減するとともに、一定割合以上の販売額の減少については、次年度の基準収入の算定に含めないなど、十分な補償が受けられるよう制度の改善を図ること。

#### 3 生産資材の安定確保

新型コロナウイルス感染症が世界に拡大する中で、肥料や農薬などの輸入生産資材の確保について、生産国の状況や輸送環境などの監視体制を強化するなど、輸入の安定化対策を講じること。

### Ⅳ その他重要施策の推進

#### 1 東日本大震災津波・原発事故への対応と大雨等災害対策の充実強化

##### (1) 東日本大震災津波・原発事故への対応

被災地では農地はほぼ復旧され、集落営農法人等による新たな農業が展開されてきているが、地域の人口縮小に伴う労働力不足もあり、未だ組織運営や新たな栽培技術の取得など様々な課題を抱えている。

加えて、昨年の超大型台風 19 号は、東日本大震災の被災地にも極めて甚大な被害をもたらし、本県でも農業施設等や農作物などに大きな被害を受けたところであり、被災地域の農業の本格復帰は未だ途上にあることから、引き続きそれぞれの地域や組織の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと。

## (2) 大雨等災害対策の充実強化

近年、地震、大型台風、集中豪雨等による自然災害が多発するとともに、これまでの予測や想定をはるかに超える規模での災害が続いていることから、被災時に復旧・復興に向けた迅速な対応が図られるよう万全の対策を講ずるとともに、農村地域の防災・減災対策を計画的かつ着実に進められるよう、令和3年度以降も国土強靱化対策の予算を十分に確保すること。

## 2 国際農業交渉への適切な対応

国際農業交渉の合意に伴う、農業への影響を継続的に検証し、国民に引き続き丁寧な情報提供を行うとともに、農業者が希望を持って経営に取り組むことができるよう、体質強化や経営安定などの施策について、確実に実施すること。

また、今後の国際農業交渉にあっては「多様な農業の共存」が図られる貿易ルールを基本に、農業の再生産が可能となり持続的発展が実現できるよう、重要品目をはじめとする農産物等の国境措置を確保すること。

## 3 食育と食の安全・安心の推進対策

「食や農業の大切さ」についての国民理解を深めるため、学校給食等での地場農産物の利用や農業体験など食育を推進すること。

また、J A S（日本農林規格）やG A P（農業生産工程管理）、H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point）などの食品安全規格・認証制度について、広く周知するとともに、農業者の取得に向けた支援措置を引き続き講じるように国に要望すること。